

(別添2)

豊後大野市民病院院内保育等運営事業食事提供業務仕様書

1. 食事内容及び食数

院内保育入所児童に対する給食（昼食）は豊後大野市民病院（以下、発注者とする）の献立作成・調理とし、間食・補食は保育園側（以下、受注者とする）にて準備とする。間食・補食については、自園調理かどうかは問わない。

発注者は、食材の納品状況や食数などにより献立表どおりの食事提供が困難な場合、その時の調理状況を考慮し食事内容を変更して対応してもよい。

2. 形態食及びアレルギー・感染症対応

食事形態は普通食とし、きざみやペースト等の個別に調整が必要な場合は受注者がその調整にあたること。

また、離乳食、アレルギー及び感染症（感染性胃腸炎）のある園児については持ち込み食とし、発注者からの提供は行わないものとする。

3. 食事の注文、引き渡し、下膳時間について

	食事注文締め切り時間	食事引き渡し時間	下膳時間
昼食	9時00分	11時30分	14時00分

院内保育の食事の注文については、受注者は原則前月の最終週前までに発注者（栄養管理室）へ書面にて報告すること。

緊急的に食事対応が必要な場合、受注者は食事注文締め切り時間までに電話等で必要な食数を発注者（栄養管理室）に報告すること。また、決定食数を当日中に書面にて提出し、双方記録を残すこと。

4. 食事引き渡し方法、提供方法、下膳について

発注者は、料理ごとに専用容器に詰めて準備すること。

受注者は食事引き渡し時間に厨房出入口で保温バックに収納された食事を受け取り、ワゴンを用いて運搬し、保育施設内にて必要に応じて食事形態調整と専用の容器への盛付けを行う。

その際、発注者より食事提供までの食品の保管、提供方法に注意事項があれば、受注者に伝達すること。

発注者が提供した専用容器について、受注者は下膳時間までに厨房へ返却すること。

5. 経費分担

食事提供に関わる消耗品の購入については、発注者にて行うこと。

6. 安全・衛生

受注者は発注者より受け取った食事の管理について、細心の注意を払うとともに食中毒等の防止に努めること。

7. 不測な事態への対応

万が一、提供した食事により何らかの事象が発生した場合には、発注者と受注者は連携してその対応にあたること。

8. 献立表の提供について

発注者は、院内保育用の月間献立表を事前に受注者へ提供すること。

9. その他

業務上知り得た個人の秘密は、他社に漏らさないこと。

この仕様書に示されていない事項については、発注者と協議の上、誠実に実施すること。